

# 静岡市と東海大学との包括連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と東海大学（以下「乙」という。）は、次のように協定を締結する。

## （協議）

第5条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

## （その他）

第6条 甲乙間で、平成16年1月15日に締結した「静岡市と東海大学との交流事業に関する協定書」については、本協定の締結をもって廃止する。

## （連携及び協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野の調査・研究・実施に関して連携し、及び協力するものとする。

- (1) 海洋文化の振興、まちづくりに関すること。
- (2) 地域防災力の向上に関すること。
- (3) 産学官連携の推進、水産業の活性化に関すること。
- (4) 環境教育、人材育成に関すること。
- (5) 環境保全と共生に関すること。
- (6) 国際化、情報化の推進に関すること。
- (7) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

平成27年 2月17日

（甲） 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

田辺信宏

## （包括連携推進協議会）

第3条 前条に掲げる分野に係る連携及び協力の円滑な推進を図るため、甲と乙で構成する包括連携推進協議会を設置する。

2 包括連携推進協議会に関し必要な事項は別に定める。

（乙） 神奈川県平塚市北金目四丁目1番1号

東海大学長

山田清志

## （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。